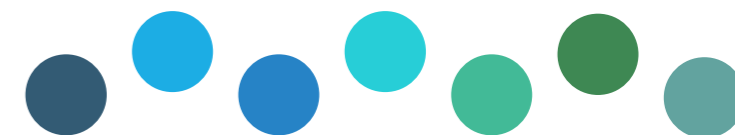




小田原市気候変動対策推進計画 概要版



令和4（2022）年11月

計画の概要

小田原市では、これまでの取組を踏まえて「小田原市地球温暖化対策推進計画」と「小田原市エネルギー計画を統合し、気候変動への対策を総合的・効果的に取り組むため、新たに「小田原市気候変動対策推進計画」を策定しました。温室効果ガスの削減や脱炭素を目的とした緩和策と、既に生じている気候変動の影響に対処する適応策とに同時に取り組み、脱炭素社会※¹の実現を目指します。

長期目標 2050年度

二酸化炭素排出量実質ゼロの**脱炭素社会**を実現し、気候変動に対応した持続可能なまちをつくりまします。

中期目標 2030年度

- 【脱炭素化】
二酸化炭素排出量**50%削減**（2013年度比）
- 【再エネ導入】
再生可能エネルギー※³導入量**約5倍**（2019年度比）
- 【適応策】
気候変動適応の認知度を**70%に向上**

《基本方針》

地球温暖化と社会課題の同時解決に向けて、
公民連携により脱炭素化に取り組みます。

持続可能なまちづくりを目指すにあたり、地域の活性化や人口減少といった様々な社会課題の解決策の1つとして脱炭素化を推進するため、地域全体が関心を持ち、行動に移し、一丸となって取り組みます。

再エネ導入が進んだ社会を見据え、エネルギーマネジメント※²を構築し、真にエネルギーの地産地消を実現します。

《市域における脱炭素化施策【緩和策】》


地域のすべての主体が参加・連携して地球温暖化の問題に取り組み、地域の自然的社会的条件を踏まえて温室効果ガス排出量の削減が特に期待される施策を実施します。

《市役所としての脱炭素化施策【緩和策】》

地方公共団体としての事務や公共施設の脱炭素化などに率先して取り組み、地域の模範となるような施策を実施します。

《気候変動適応策》

気候変動の影響による被害の回避・軽減といった適応策に資する既存事業を着実に継続するとともに、市民の意識向上を目指した取組を実施します。



計画の構成

第1章 計画の背景

- 1 気候変動を取り巻く状況
- 2 計画策定の経緯とこれまでの取組
- 3 小田原市の特性

第2章 計画の基本的事項

- 1 役割と位置づけ
- 2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況
- 3 計画の目標

長期目標（2050年度）

二酸化炭素排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現させ、気候変動に対応した持続可能なまちをつくります。

中期目標（2030年度）

【脱炭素化】

二酸化炭素排出量を2013年度比50%削減

【再生可能エネルギー導入】

再エネ導入量を2019年度の約5倍

【気候変動適応策】

気候変動適応の認知度70%

基本方針

地球温暖化と社会課題の同時解決に向けて、公民連携により脱炭素化に取り組みます。

- 4 計画の体系

【計画期間】

令和4（2022）年度～令和12（2030）年度（9年間）

【目標年度及び二酸化炭素排出量に係る基準年度】

長期目標年度：2050年度 中期目標年度：令和12（2030）年度
二酸化炭素排出量に係る基準年度：平成25（2013）年度

第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例 第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

目標

2030年度に、二酸化炭素排出量を2013年度比50%削減

施策1 再生可能エネルギーの導入促進

施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進

施策3 脱炭素型のまちづくり

施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進

施策5 吸収源対策

【全施策共通】

施策6 情報提供や意識啓発の実施

第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」
小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例 第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

目標

2030年度に、市役所における温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減

施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大

施策2 公共施設の省エネルギーの推進

施策3 公用車の電動化

施策4 事務・事業における環境に配慮した取組

第5章 気候変動適応策

気候変動適応法 第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

目標

2030年度に、気候変動適応の認知度を70%に向上

分野1 農林水産業

分野5 健康

分野2 水環境・水資源

分野6 まちづくり

分野3 自然生態系

分野7 生活・文化

分野4 自然災害

第6章 推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理の方法（年次報告書の作成について）

小田原市の再エネ導入の取組と地域脱炭素化促進事業の促進

●再エネ導入ポテンシャル※4の状況と導入への取組

小田原市は、温暖な気象条件のもと、首都圏でありながら森・里・川・海・街がそろった自然環境を有し、その恵みを受け継いで生活や文化が成り立ってきました。再生可能エネルギーも持続可能なまちづくりに不可欠な地域資源の一つとして捉えています。

本市における再エネ種別ごとのポテンシャルは、発電部門では太陽光が最も高く、内訳は建物系が土地系の2倍近い568千kWとなっています。ポテンシャルマップにおいても比較的平野部の住宅街等が広がるエリアにおいてポテンシャルが高いことが見て取れます。

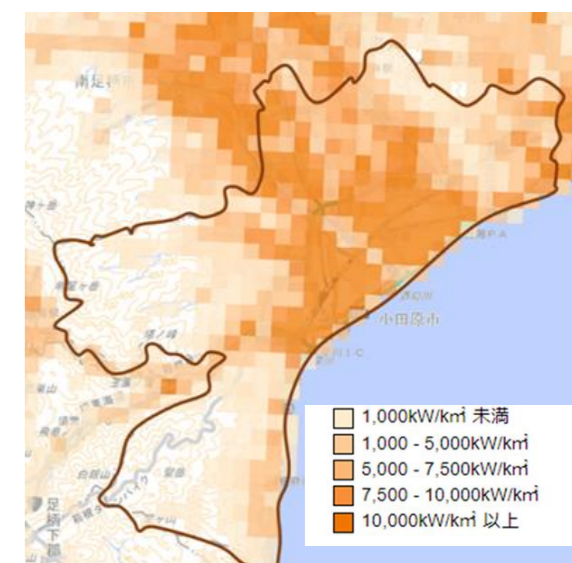
太陽光発電は日照時間などの気象条件の影響を受けますが、本市は一年を通じて安定した日照時間や日射量を得られ、導入コスト等を勘案すると最も導入しやすい再エネであると言えます、積極的な活用を図っています。

再エネを最大限活用するために、2014年に「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行し、エネルギーの地域自給に向けた公民連携事業に段階的に取り組んできました。

また、2019年には「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明※5し、これまでの取組を踏まえつつ、社会のあり様を大きく変えるイノベーション※6の実現に向けて方向性を明確化し、取組を加速させています。

再エネ種別	導入ポテンシャル
太陽光（建物系）	568 千kW
太陽光（土地系）	306 千kW
陸上風力	37 千kW
中小水力	0.9 千kW
地熱	1.5 千kW

再エネ種別導入ポテンシャル(発電部門)



太陽光発電ポテンシャルマップ

参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS】」（令和4（2022）年4月1日）

●地域脱炭素化促進事業を促進します

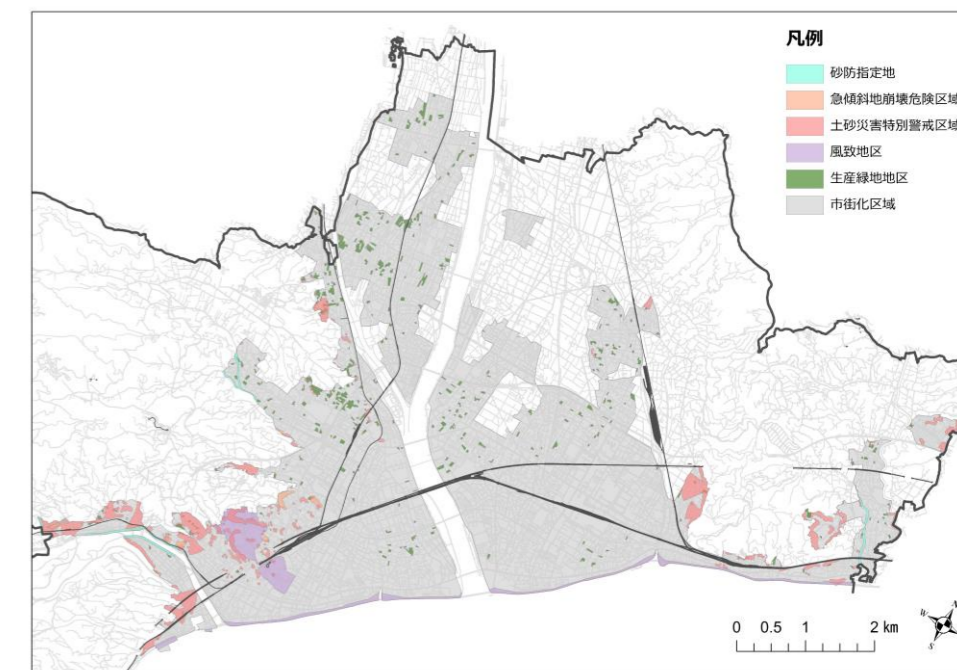
2022年に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律において、地域と共生する再エネ事業の導入のため、新たに「地域脱炭素化促進事業の促進」が位置付けられました。

「小田原市気候変動対策推進計画」では、再エネ導入目標として「2030年度に、市内の再エネ導入量を2019年度の約5倍（150千kW）」にすることを掲げ、〔地域共生型再エネの促進〕を施策の一つとしています。

この目標達成と施策の推進のため、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」等を定めるとともに、様々な政策を総動員して脱炭素化に向けて相乗効果を図っていきます。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(抜粋)

- 促進区域：市街化区域（一部除外あり）
- 種類：太陽光発電
- 規模：個別の事業ごとに、8,000kW未満
- 一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
 - ① 市が主導するエネルギーマネジメントの取組に協力すること
 - ② ①を通じ、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること
- 地域の環境の保全のための取組
反射光対策、日影規制遵守、文化財の回避、景観への配慮、騒音措置、土地の安定性、生態系への配慮等
- 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
広く市民が参加して実施されること、地域の防災対策や経済活性化に資すること等



地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

市街化区域のうち、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区を除くエリア。(2022年4月時点)



市域における脱炭素化施策【緩和策】

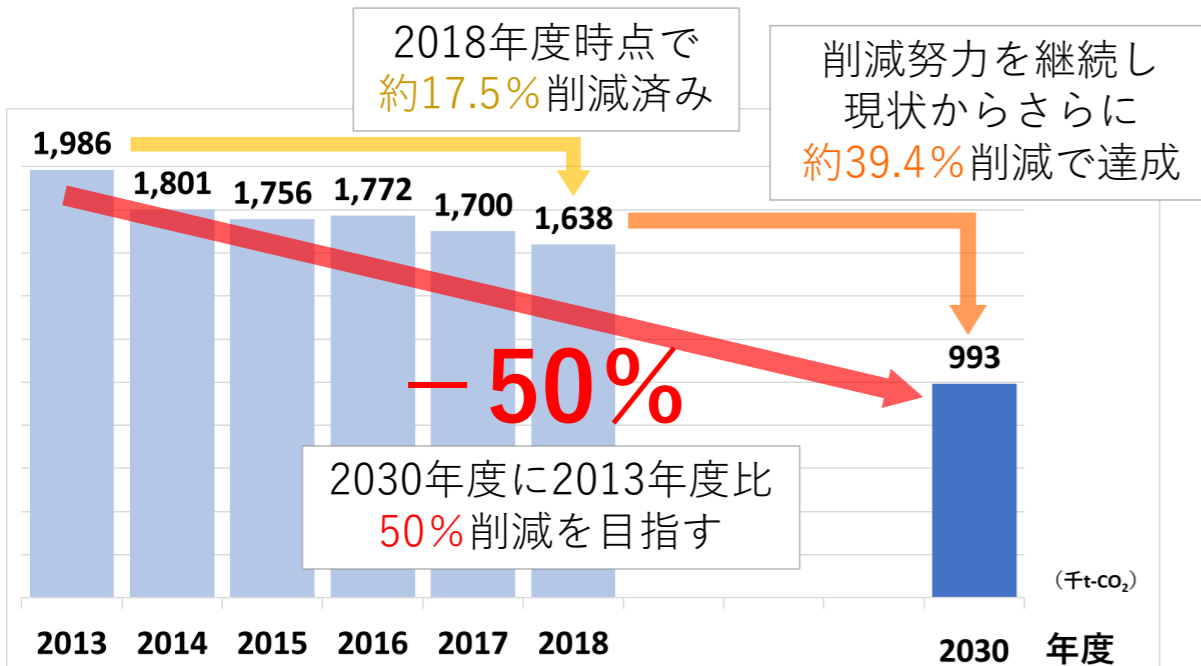
▶計画本文：P.29～



地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例 第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

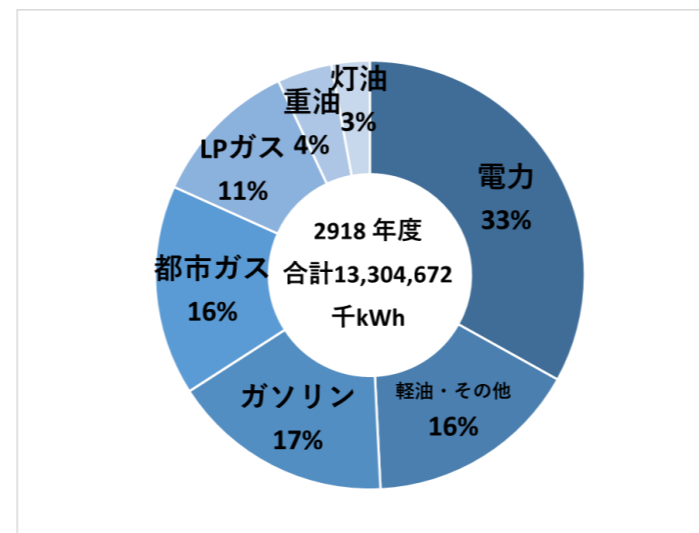
《目標》 2030年度に、二酸化炭素排出量を2013年度比50%削減

市域における二酸化炭素排出量の状況



エネルギー消費の状況

構成比は毎年度ほぼ変わらず、30%強を電力が占めている。



取組の基本的な考え方

- 地球温暖化の問題は社会経済活動や国民生活全般に深く関わっているため、**すべての主体が参加・連携して取り組む**ことが必要。
- 複数の課題の同時解決を図る統合的アプローチとして取り組み、**コベネフィット※7の追求**をしていくことが重要。
- 改正温対法に基づき、施策ごとに目標を掲げ、再エネ導入に向けて「**地域脱炭素化促進事業の促進**」も位置付け。

具体的な施策

- 施策1 再生可能エネルギーの導入促進**
【目標】2030年度に、市内の再生可能エネルギー導入量を2019年度の約5倍
【取組】地域脱炭素化促進事業の促進、住宅や建築物に対する取組、利用可能な土地等への再エネ導入、公民連携など
- 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進**
【目標】2030年度に、乗用自動車の10%を電気自動車に代替
【取組】電気自動車やカーシェアリング※8の普及促進、市民向け・事業者向けの省エネ化支援など
- 施策3 脱炭素型のまちづくり**
【目標】2040年度までに、公共交通等の交通分担率を56%に向上
【取組】「ゼロカーボン・デジタルタウン」の創造、公共交通の利用促進、コンパクトシティの推進、緑化施策の実施
- 施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進**
【目標】2029年度に、家庭ごみ1人1日当たりの燃せるごみ排出量459gに減少
【取組】5Rの推進、プラごみ削減や剪定枝類の資源化、廃棄物処理業務の効率化など
- 施策5 吸収源対策**
【目標】2030年度に、小田原市森林整備面積を28haに維持
【取組】「おだわら森林ビジョン」に基づく施策の実施、緑化施策の実施
- 施策6 情報提供や意識啓発の実施【全施策共通】**
【目標】2030年度に、50%以上の人に取り組んでいる「ゼロカーボンアクション30」の項目数を15項目に増加
【取組】情報発信、助成制度の紹介、団体間の連携促進など



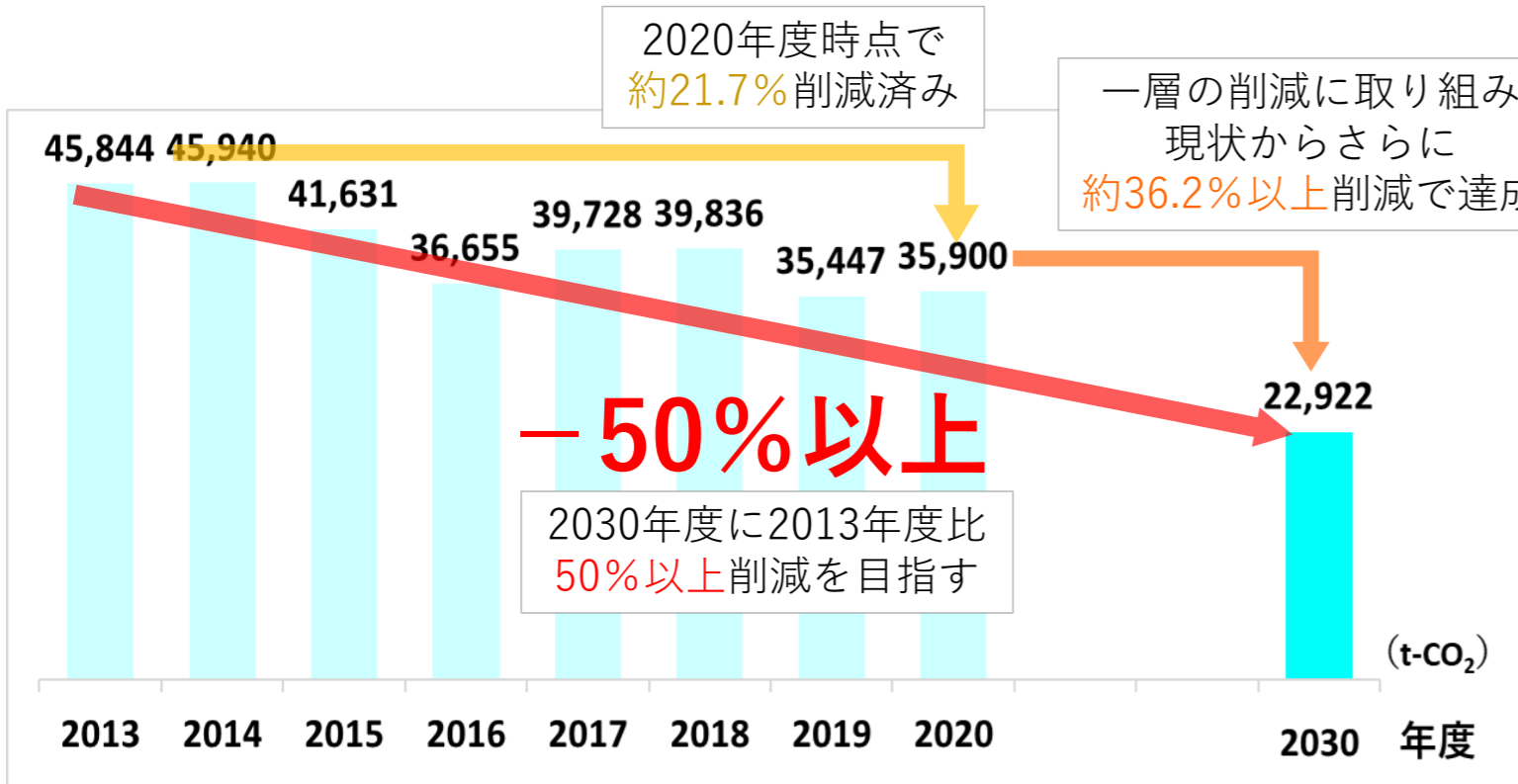
市役所としての脱炭素化施策【緩和策】

▶計画本文：P.48～

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」
小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例 第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

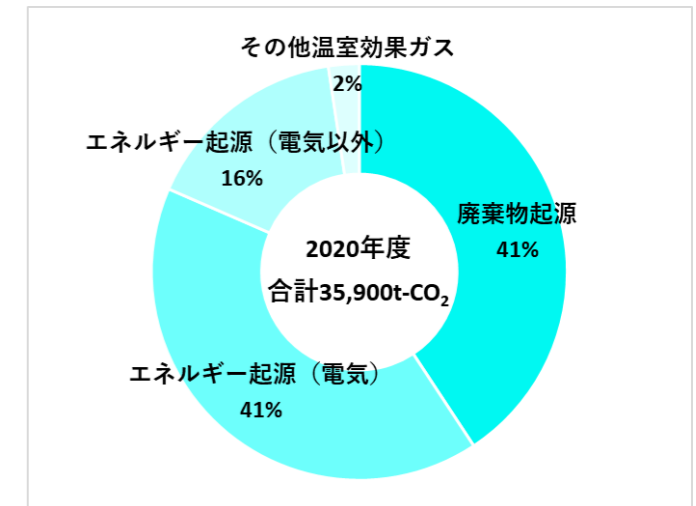
《目標》 2030年度に、市役所における温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減

市役所における温室効果ガス排出量の状況



温室効果ガス排出量の内訳

排出量の半分以上がエネルギー起源である一方、市域から発生する廃棄物起源の温室効果ガスは約4割を占めている。市域に向けた施策と一体となった廃棄物対策が必要な状況である。



取組の基本的な考え方

- 庁舎をはじめとする公共施設での省エネ対策、再エネ導入、公共サービスを維持しながら効率化を図ることなどが必要。
- 具体的で模範的な取組を率先して行うことで、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつなげる。

具体的な施策

●施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大

【目標】 2030年度までに、設置可能な公共施設の3分の2に太陽光発電等の再エネ設備を導入

【取組】 新築施設への原則導入、既存施設への導入検討、調達電力のグリーン化など

●施策2 公共施設の省エネルギーの推進

【目標】 2030年度までに、LED照明^{※9}の導入割合100%

【取組】 部局横断的な推進体制の整備、新築建築物等におけるZEB Oriented^{※10}化相当以上の検討、地域産木材による木質化など

●施策3 公用車の電動化

【目標】 2030年度までに、新規導入・更新における代替可能な公用車の全てを電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車にする

【取組】 公用車の更新・新規導入の際の検討、使用の適正化、「動く蓄電池」としての活用、EVカーシェアリングの活用など

●施策4 事務・事業における環境に配慮した取組

【目標】 2030年度までに、グリーン購入対象品目のうち基準を満たしていないもの 0件

【取組】 環境に配慮した物品等の調達、廃棄物の抑制・処理、事務・事業のデジタル化、効率的な勤務体制、公共工事や業務委託等の環境配慮、環境負荷の低減



気候変動適応策

▶計画本文：P.57～

気候変動適応法 第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

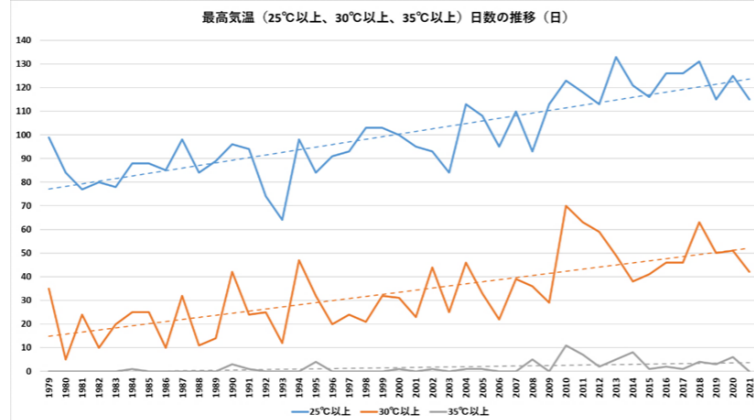
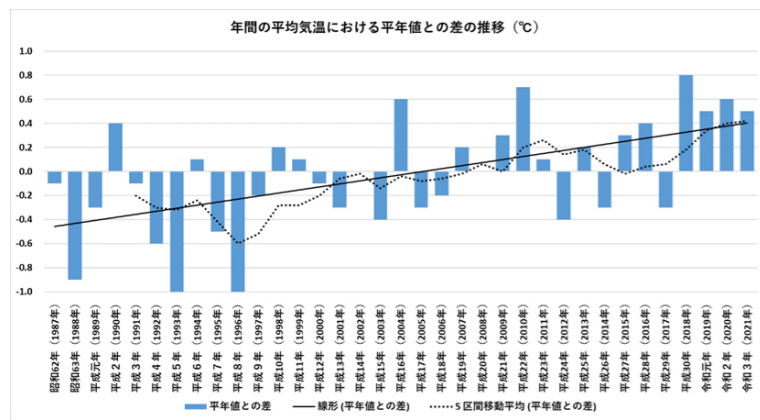


《目標》 2030年度に、気候変動適応の認知度を70%に向上

(気候変動適応という言葉、取組ともに知っている市民の割合)

気候変動の影響

- ・本市の年間平均気温における平年値との差の推移は上昇傾向にある。
- ・夏日、真夏日、猛暑日の日数も明らかな増加傾向が見て取れる状況で、気温上昇の影響が生じていると言える。



参考：気象庁ホームページ 観測データ

市民の意識【自治会を通じたアンケートを実施・2021年度時点】

- ・「気候変動適応」の言葉や取組の認知度は55%と、国の世論調査の同項目の結果*12%に対し非常に高い。
- ・既実践している適応に資する取組についてもほぼすべての項目で比較的高い取組率であった。

*気候変動に関する世論調査（令和2（2020）年11月内閣府実施）。調査結果は調査方法の違いによる偏りが含まれるおそれがあります。

取組の基本的な考え方

- 気候変動適応法に基づき、関係者が一丸となって推進していく。
- 各分野の既存事業等を着実に継続し、適応策としての効果を得る。
- 適応策の視点で周知・意識啓発を行い、認知度を高める。

具体的な取組

●施策1 農林水産業

【取組】・農林水産品への影響の把握（情報収集等）・水産資源の保護事業

●施策2 水環境・水資源業

【取組】・水質保全事業 ・地下水・土壌保全事業

●施策3 自然生態系

【取組】・自然環境調査による生物の生息・生育状況等の把握
・多自然水路整備 ・里地里山再生事業 ・外来生物等対策事業

●施策4 自然災害

【取組】・防災に関する意識啓発 ・ハザードマップの整備
・防災アプリ等による災害情報伝達の整備
・河川や道路、雨水渠の適切な整備
・農地・森林の多面的機能の維持

●施策5 健康

【取組】・「熱中症アラート」等の活用による注意喚起
・熱中症の予防に関する知識等の普及啓発
・施設内の温度管理における対策の推進

●施策6 まちづくり

【取組】・まちなかの緑化 ・都市農地の維持

●施策7 生活・文化

【取組】・市民による環境学習・活躍推進
・農地の多面的機能の維持 ・木育推進事業 ・里地里山再生事業
・観光イベント等における熱中症対策等



用語解説

※1 脱炭素社会

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

※2 エネルギーマネジメント

建物や住宅などにおいてエネルギーを合理的に利用するため管理すること。

※3 再生可能エネルギー、再エネ

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇することのない自然エネルギーのこと。

※4 導入ポテンシャル

エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量のこと。Wは発電する力の単位で、kW/km²は1平方メートル当たりの程度発電する力（W）があるかを表す。

※5 「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明

本市は、令和元（2019）年11月22日の定例記者会見において、これまでの脱炭素社会を見据えた取組を通じて、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。

※6 イノベーション

モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や変革をもたらすこと。

※7 コベネフィット

1つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の利益のこと。

※8 カーシェアリング

複数の会員が共同で自動車を利用する自動車の利用形態のこと。

※9 LED照明

電気を流すと発光する半導体の一種Light Emitting Diode（発光ダイオード）を光源とする照明のことで、長寿命・省エネ・高輝度という特長がある。

※10 ZEB Oriented

ZEBは、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のことを言い、ZEB Orientedは、Nearly ZEB（ZEBに限りなく近い建築物）、ZEB Ready（ZEBを見据えた先進建築物）に次いで、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加えて更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じ、正味エネルギー排出を30～40%以上削減した建築物のこと。

小田原市 環境部 ゼロカーボン推進課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
TEL 0465-33-1426 FAX 0465-33-1487
Email zero-carbon@city.odawara.kanagawa.jp
公式サイト <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

